最終更新日：2020年6月29日

株式会社JFLAホールディングス

代表取締役社長　檜垣　周作
問合せ先：法務総務部長　尾崎　富彦
証券コード：3069
https://j-fla.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーとの信頼関係を大切に、グループ全体の企業価値の向上を目指すことを経営目標としています。その実現のため、迅速な意思決定と業務執行の推進、経営の健全性と透明性の確保が不可欠であり、組織体制の整備等により、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の構築を基本的な考え方としております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

当社はコーポレートガバナンス・コードの各基本原則（1．株主の権利・平等性の確保、2．株主以外のステークスホルダーとの適切な協働、3．適切な情報開示と透明性の確保、4．取締役会等の責務、5．株主との対話）を、すべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ＨＳ┆グローバル株式会社	11,344,896	27.07
株式会社神明ホールディングス	2,926,000	6.98
株式会社ＳＡＫＥアソシエイツ	2,251,509	5.37
アサヒビール株式会社	1,433,000	3.41
株式会社M&T	766,290	1.82
檜垣周作	560,663	1.33
鈴木成和	405,546	0.96
川上統一	400,000	0.95
オリエントビルデベロップメント６号株式会社	222,786	0.53
ワイエスフード株式会社	199,300	0.47

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宇野　友三郎	他の会社の出身者											
香本　明彦	税理士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇野　友三郎	○	大阪サニタリー株式会社 代表取締役 サニタリーホールディングス株式会社　代表取締役	宇野友三郎氏は、食品業界において経営に携わってきた豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営に関する有効な助言を期待し社外取締役に選任しております。 また、同氏が代表取締役を務める大阪サニタリー株式会社及びサニタリーホールディングス株式会と当社との間には取引関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有すると判断し独立役員に指定しております。

香本　明彦	○	公認会計士香本明彦事務所所長 香本明彦税理士事務所所長 株式会社ザ･キッス　社外監査役	香本明彦氏は、公認会計士･税理士としての専門的な知識及び実務経験を有しており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たす役割を公正に認識し、当社の業務執行の適法性の確保のために専門的な知識及び実務経験を活かしていただけるものと期待して選任しております。 また、同氏が所長を務める公認会計士香本明彦事務所、香本明彦税理士事務所、社外監査役を務める㈱ザ･キッスと当社との間には取引関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、適正な財務報告の信頼性確保の観点から公正かつ独立の内部監査室を設置しております。内部監査室は3名で構成されており、年度ごとに作成する監査計画及び内部監査規程に従い、当社と子会社に対してコンプライアンス監査、業務監査及び内部統制監査等を実施しております。

内部監査室は監査結果を社長に報告し、監査対象に対して改善計画書を提出して実施状況を確認しております。また、必要な場合はフォローアップ監査を行っています。

監査役監査は、毎月の定時取締役会に出席することで取締役の業務執行の監査を行うとともに、監査の結果報告と改善点の提案等を行っております。また、常勤監査役は、週1回の「グループ経営戦略会議」にも出席しており、日常的な業務執行に関わる意思決定も監督し、情報を共有しております。なお、監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名により構成されており、うち2名が社外監査役です。監査役のうち1名は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役と内部監査室は適宜密接な情報交換と連携をとっており、また会計監査人とも情報交換、意見交換を行うことで、監査の実効性を確保するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大野　千幸	他の会社の出身者				△									
浅川　威	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野　千幸		阪神酒販株式会社　社外監査役	大野千幸氏は、金融及びコーポレートファイナンスに関する知識と企業活動に関する豊富な見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し社外監査役に選任しております。
浅川　威		株式会社ペイバー代表取締役社長	浅川威氏は、シカゴ大学経営大学院修士課程を修了した企業経営者であり、企業経営者及びMBA資格保有者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役2名を選任しております。
　社外取締役の宇野友三郎氏については、食品業界において経営に携わってきた豊富な経験と幅広い知識から、経営に関する有効な助言を期待し選任しております。
社外取締役の香本明彦氏については、公認会計士･税理士としての専門的な知識及び実務経験を有しており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、当社が社会において果たす役割を公正に認識し、当社の業務執行の適法性の確保のために専門的な知識及び実務経験を活かしていただけるものと期待して選任しております。
　当社の社外取締役及び社外監査役は、上記の大野氏以外には当社とは一切の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
　なお、社外取締役の宇野友三郎氏及び香本明彦氏については、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
　当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針はありませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主と利益相反を生じる恐れがないことを基本的な考え方として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役のストックオプションについては、役位に応じて付与株数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と業績、企業価値の連動性を明確にすること、また当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、業績向上の達成を図ることを目的としてストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役及び監査役に対する監査報酬については、有価証券報告書並びに株主総会における事業報告書にて、それぞれの総額を開示しております。個別の取締役報酬については、1億円を超える該当者がいないため、開示しておりません。

取締役の報酬

取締役（社外取締役を除く）対象の人数　5名

報酬等の総額 66,562（千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役は、原則毎月1回開催される定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会に出席しております。取締役会資料については、原則として事前配布し、十分な検討時間を確保できるようにしています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

当社は、持株会社として当社グループの中心に位置し、グループ全体の戦略決定、経営管理及び資本政策の決定等を行う機能を有します。これに基づき各事業会社が業務を執行するという体制をとることで、経営の決定及び管理機能と執行機能を分離し、経営責任の明確化と業務執行の迅速化、意思決定の透明性の向上及びコンプライアンスの強化を図っております。

また、当社は監査役会設置会社としております。当社は監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

取締役会は、取締役7名で構成され、うち2名は社外取締役が在任しております。原則月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針等の意思決定及びグループ会社の業務執行の管理を行っております。取締役会に対する監視機能を確保するために選任している社外取締役は、企業経営における豊富な経験にもとづき、重要な業務執行にかかる意思決定において的確な提言を行っております。

監査役会は、3名の監査役で構成され、うち2名は社外監査役が在任しております。監査役は毎月1回の取締役会に出席し取締役会の業務執行に対する監督を行うほか、毎月1回監査役会を開催し、監査の重要事項に関わる協議を行っています。社外監査役はそれぞれ高い専門性及び企業経営における経験を有し、その見地から的確に経営の監視を行っています。

2名の社外取締役については、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、一般株主と利益相反を生じる恐れがないことを基本的な考え方として選任し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

上記の他に、取締役、常勤監査役、グループ事業会社の業務執行者を加えた「グループ経営戦略会議」を原則毎週1回開催することにより、業務執行の進捗確認と現状課題の明確化並びに取締役会への付議事項の検討を行います。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

このような企業統治体制は、当社のような持ち株会社においてグループ全体の意思決定、経営執行を円滑に行うとともに適切な監督機能を確保することにおいて、有効に機能すると考えております。

また、決定されたグループの経営方針に基づき各グループ事業会社が業務を執行するにあたっても、迅速性、透明性が確保され有効に機能しているとの考えから上記体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主総会招集ご通知を開催の3週間前を目途に、当社Web上で開示しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算時の年2回、決算説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「IR情報」　URL：https://j-fla.com/ir/にて、決算短信、有価証券報告書・四半期報告書、適時開示資料、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知、株主総会議決権行使報告書、インベスターズガイド等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報・IR・ＣＳＲ室内に専任担当者を設置	
その他	機関投資家との個別ミーティング、スモールミーティングの実施	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はグループビジョンとして「食の魅力を世界に伝え、お客様に安心と笑顔をお届けする」を掲げ、「すべてのステークスホルダーの皆様との信頼関係を大切に、グループ全体の企業価値向上を目指します。」との目標を立てております。経営及びそれぞれの業務においても、お客様、株主、フランチャイズ加盟企業、取引先、従業員、各ステークホルダーとの信頼構築を最優先に事業を行っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性の確保、法令等の遵守等、内部統制の目的を達成するため、業務の適正性を確保するための体制についての基本方針を定めております。また管理本部が中心となり内部統制システムの構築・整備・改善を行い、内部監査室がその評価を行います。

代表取締役社長を委員長とした内部統制委員会の定期的な開催により、グループ企業全体に、内部統制制度に対する統一した意識を浸透させるとともに、総括的責任を担っております。内部統制委員会は、基本方針の決定、全体の進捗管理、評価結果の最終承認等、最終的な意思決定機関としての役割を担っております。内部統制事務局は基本方針に従って、計画を確認し、進捗管理を行うとともに、事務局として各部門や内部監査室が業務遂行するための具体的に支援を行い、自己点検の方法について各部門に教育を行っております。また、外部監査人との協議の窓口となり内部統制の不備についての改善状況の進捗管理を行なっております。内部監査部門は経営者及び経営者の指揮下で経営者の補助を行う部門として、各部門について独立的な評価及び各部署担当者にヒヤリング及びサンプリングを行うことによる整合性の評価結果を、年一回、内部統制委員会に報告をいたします。

コンプライアンス体制については、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス委員会規程」を制定し、コンプライアンス担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会の定期的な開催とともに、全役員・全従業員への研修等による意識の醸成や内部通報窓口（社内・社外）の設置によるコンプライアンス違反の防止・早期発見・是正などの施策を行っております。

リスク管理体制については、代表取締役社長を委員長として、当社及び各グループ子会社らの人員で構成するリスクマネジメント委員会を設置し、リスク事案に対する迅速な対応と情報共有を行う体制を整えております。リスクマネジメント委員会は、会社に不利益を生じさせ、企業目的の達成を阻むすべての可能性・情報収集・確認・分析し、その対策実施の指示を行う機能を有しており、さらに当該対策の実施状況・有効性についての監視も行います。

これらの活動に加え、グループ経営戦略会議においても各社が情報共有を密にし、グループを挙げてコンプライアンス及びリスク管理に関して迅速に対応する体制をとっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を法務・総務部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応等の整備を行い、社会の一員として市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持ちません。また、取締役及び使用人は反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求等が発生した場合には、所轄部署を中心に警察等関連機関と連携し、毅然とした態度で対応いたします。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要
当社は、当社グループ内外で起こりうる当社の業務、運営、業績に関する情報について、関係諸法令、適時開示規則、社内諸規則に則り、速やかな開示を行う他、それら法令等において開示義務が定められていない情報についても、その重要性を総合的に検討のうえ判断して、積極的に開示する方針としております。

適時開示の社内体制
(1) 決定事実に関する情報
決定事実に関する情報は、原則として社内各部門より取締役会に付議され、審議･承認を経て、広報･IR･ＣＳＲ室（以下、IR担当部署）が東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。IR担当部署は、取締役会事務局である法務部門や経営企画室と連携し、正確かつ遅滞ない開示を実施する体制としています。

(2) 発生事実に関する情報
発生事実に関する情報については、社内各部門より経営企画室に集約され、代表取締役社長の確認を経て、IR担当部署が東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

(3) 決算に関する情報
管理本部より取締役会に付議され、審議･承認を経て、IR担当部署が東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

